

輸出入禁止品目

- I. 法律および規則に基づき、特に税関法 40 条により、次の輸出入品目は一般的には禁止品目である。
 1. アルコール飲料
 2. 銃
 3. 兵器、弾薬、爆発物
 4. ギャンブル器具
 5. イスラム教、イランの威厳に反する雑誌、出版物、写真、映画、および関連物
 6. 麻薬
 7. トランスミッターおよび無線電話
 8. 空中撮影機器（広範囲を撮影する機器）
 9. 無効の外国紙幣
 10. 宝くじ
 11. その他法律による禁止品目

注

- ・国内の動物、鳥の輸入は、原産国の衛生証明書の提示、およびイランの家畜検疫機関の承認が必要となり、輸出は、イランの家畜検疫機関の衛生証明書の提示が必要となる。
- ・野生動物、野鳥の輸出入は、イラン環境局の証明書の提示が必要となる。
- ・模倣品の輸出入は禁止。
- ・携帯電話等の通信機器の輸入および販売は、情報通信技術省の許可による。
- ・植物（枝、灌木、花）、種子の輸入及び販売は、植物検疫証明書による。
- ・生きている魚の輸入および販売は、農業省の許可による。
- ・医薬品の輸入は、個人的使用及び少量にかぎり認められる。多量の場合には厚生省の許可、関税の支払い等の合法的許可の取得が必要。
- ・たばこの輸入は旅行者一人につき、たばこ 200 本、あるいは葉巻 50 本とする。また、たばこの葉の場合は旅行者一人につき、250 グラムとする。

- II. 2018 年 6 月 23 日、産業鉱山貿易省は 1,339 品目（食料品（乳製品、茶、肉・魚、野菜・果物など）、繊維製品（衣類、じゅうたんなど）、革製品、家具類、木製合板、紙製品、履物・帽子・傘、陶磁器、ガラス製品、貴金属・卑金属製品、一部の鉄鋼製品、一部の医療用品、一部の機械類、一部の電気機器類、乗用車など）の輸入禁止を発表（2018 年 6 月 29 日付ビジネス短信）。

- III. イラン産業鉱山貿易省は、2018年6月23日に発表した上記の1,339品目の輸入禁止措置の中で、47品目を対象外とすることを2018年12月31日付で発表（2019年01月17日付ビジネス短信）。
- IV. イラン産業・鉱業・貿易省のオミッド・ガーリバーフ報道官は2022年10月15日、最新の輸入禁止品目リストを発表した。今回の発表により、これまでの輸入禁止品目と合計で1,550品目が輸入禁止となった。具体的には、一部の食品・農産物、ペット（犬・猫）用の餌、せっけん、床材などの部材、全ての皮革装飾品、手工芸品、衣類（含幼児用）などが対象となる（2022年11月10日付ビジネス短信）。